

足立区蓄電池設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蓄電池を設置した者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図り、脱炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「蓄電池」とは、一般社団法人環境共創イニシアチブが戸建住宅ZEH化等支援事業の補助対象機器として登録しているものをいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱における補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、区内に住民登録があり、かつ、区内の自らが居住する住宅（住民登録地と同一であるものに限る。）に新品の蓄電池を設置した個人とする。

2 前項に定めるもののほか、補助対象者は、次の要件を全て満たしていなければならない。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 同一年度内において、本人又は同一世帯に属する者が本補助金の交付決定を受けていないこと。

(2) 補助の対象となる経費（消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）が、5万円以上であること。

(3) 蓄電池を設置した日（新築の住宅に設置した場合は、当該建物の引渡しを受けた日）から12か月を経過していないこと。

(4) 蓄電池を設置した住宅が、当該年度及び過去5年以内（前回本補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内をいう。）に本補助金の交付決定の対象となっていないこと。

(5) 補助対象者に本補助金の申請を行う年度の前年度において住民税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、蓄電池の本体費用、部材購入費及び設置工事費（運搬費、処分費その他の対象設備の設置作業に直接関わらない経費及び消費税を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が自ら工事を行った場合は、設置工事費は補助対象経費としないこととする。

(補助金の交付額)

第5条 本補助金の額は、5万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、当該補助金の額及び本補助金に係る交付額の合計金額が、補助対象経費を上回る場合は、その上回った金額を当該補助金の額から減額する。この場合において、減額後の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を本補助金の交付額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、蓄電池設置費

補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 蓄電池本体及び設置工事に係る領収書の写し（ローンによる支払の場合は、ローンの契約書の写し）
 - (2) 蓄電池本体及び設置工事に係る領収書の内訳を記載した書面の写し
 - (3) 設置した蓄電池のパッケージ型番、蓄電池ユニット型番、形状、規格、性能等が分かるパンフレット、カタログ等の写し
 - (4) 建物の平面図又は立面図（蓄電池の種類及び設置箇所を明示したものに限る。）
 - (5) 設置工事後の機器及び台数が確認できるカラー写真
 - (6) 対象となる蓄電池本体の設置日（新築の建物に設置した場合は、当該建物の引渡しを受けた日）及び製造番号が確認できる書類の写し（メーカーが発行した保証書等）
 - (7) 自己所有でない建物又は共有名義の建物に設置した場合は、建物所有者（共有名義の建物に設置した場合にあっては、申請者以外の共有者）の承諾書（第2号様式）
 - (8) 本補助金の申請を行う前々年度1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は、本補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書（いずれも発行後3か月以内のものに限る。）
 - (9) 他の団体から同種の補助金の交付を受けている場合、当該交付を受けていることが分かる書類の写し
 - (10) その他区長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による本補助金の交付申請の受付については、区長が定める期間に行うものとする。
 - 3 前項の受付については、先着順とし、区の予算額に達したときをもって、交付申請の受付を終了する
 - 4 前項の受付終了日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該申請者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。
（補助金の交付決定等）
- 第7条 区長は、前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し、第3条に規定する基準に適合すると認めたときは、予算の範囲内で本補助金の交付を決定するとともに、蓄電池設置費補助金交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知する。
- 2 区長は、申請者について第3条に規定する基準に適合しないと認めたとき又は予算の範囲を超えるときは、本補助金の不交付を決定し、蓄電池設置費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により当該申請者に通知する。
 - 3 第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「本補助金交付決定者」という。）は、蓄電池設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第5号様式）を区長に提出するものとする。
（補助金の交付）
- 第8条 区長は、前条第3項の規定により蓄電池設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書の提出を受けた場合、速やかに本補助金を交付するものとする。

(処分の制限)

第9条 本補助金交付決定者は、本補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内に、本補助金の交付対象となった蓄電池の処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、蓄電池設置費補助金に係る財産処分承認申請書（第6号様式）を事前（事前に提出が困難な場合は、事後）に、区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めるときは、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対し蓄電池設置費補助金に係る財産処分承認通知書（第7号様式）により通知する。

3 区長は、第1項の規定による財産処分承認申請をした者について正当な理由がないと認めるときは、蓄電池設置費補助金に係る財産処分不承認通知書（第8号様式）により当該申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、本補助金交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。

(2) 前条第1項の規定による承認を受けずに、補助金の交付対象となった蓄電池の処分をしたとき。

(3) 本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。

(4) その他この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに蓄電池設置費補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により当該補助金交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第11条 本補助金交付決定者は、区長が本補助金の交付決定を取り消した場合において、本補助金が既に交付されているときは、区長が定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

(状況調査)

第12条 区長は、必要に応じて本補助金の対象となった蓄電池の状況調査を行うことができる。

(省エネ・節電活動への取組)

第13条 本補助金交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

(管理義務)

第14条 本補助金交付決定者は、当該設置機器を常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(調査協力)

第15条 本補助金交付決定者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則(28足環政発第3859号 平成29年3月31日区長決定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(29足環政発第3310号 平成30年3月27日区長決定)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(30足環政発第3416号 平成31年3月29日区長決定)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(31足環政発第3508号 令和2年3月12日区長決定)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(2足環政発第3839号 令和3年3月19日区長決定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(3足環政発第4627号 令和4年3月30日区長決定)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則(4足環政発第4294号 令和5年3月16日区長決定)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(5足環政発第5031号 令和6年3月28日 区長決定)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則(6足環政発第5385号 令和7年3月31日 区長決定)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則(7足環政収第3307号 令和7年10月17日 区長決定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の足立区蓄電池設置費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものに、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(提出先) 足立区長

蓄電池設置費補助金交付申請書

足立区蓄電池設置費補助金の交付を下記のとおり申請します。本補助申請にあたっては、足立区蓄電池設置費補助金交付要綱の規定を遵守します。また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報及び税務情報を調査し、利用することを承諾します。

記

1 補助金交付申請額

申請金額	円
------	---

2 申請者

住 所	〒 ー 足立区 <input type="checkbox"/> 年1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は、 年度納税証明書の原本を添付している（足立区転入日 . . . ）
ふりがな	
申請者名	
電話番号	()

3 設置した機器の概要

メーカー名	
パッケージ型番	
設置年月日	年 月 日（※新築の場合は、建物引渡日）

4 蓄電池の設置に関する他の補助金の有・無（に✓をしてください。）

申請状況	<input type="checkbox"/> 交付決定済み	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定なし
団体名		補助金交付額（予定）	円

5 申請書提出者（2申請者と異なる場合は記入してください。）

事業者名称：	
担当者氏名：	電話番号：

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

申請者名 _____

年 月 日

（提出先）

足立区長

（承諾者）

住 所

（ふりがな）

氏 名

電話番号

承 諾 書

足立区蓄電池設置費補助金の申請に係る下記の建築物は、
（ 私の所有 ・ 申請者と私との共有 ）に係るものですが、申請者が法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者が対象機器を設置することを承諾します。

記

（機器の設置を予定する住所等）

- 1 機器の設置を予定する建築物の住所
- 2 申請者の住所
- 3 申請者氏名
- 4 申請者との関係

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

蓄電池設置費補助金交付決定通知書

先に申請のあった足立区蓄電池設置費補助金について、足立区蓄電池設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 機器を設置した建物の住所

足立区

2 補助金交付金額

¥ _____

3 補助金交付決定後の注意事項

足立区蓄電池設置費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、補助金の交付決定日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内に、補助金の交付対象となった蓄電池を処分しようとするときは、財産処分承認申請書を提出し承認を受ける必要があります。

4 補助金の交付決定の取消しおよび補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を請求する場合があります。

- (1) 虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。
- (2) 補助金の交付対象となった蓄電池について未承認の財産処分をしたとき。
- (3) その他、本補助金の交付要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

No. _____

第4号様式（第7条関係）

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

蓄電池設置費補助金不交付決定通知書

先に申請のあった足立区蓄電池設置費補助金について、下記の理由により不交付を決定しましたので、足立区蓄電池設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 機器を設置した建物の住所

足立区

2 理 由

No. _____

蓄電池設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書

足立区蓄電池設置費補助金交付要綱第7条第3項に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金請求金額	¥		0	0	0
---------	---	--	---	---	---

〒

住 所 _____

申請者名 _____

電話番号 _____

(提出先)

足 立 区 長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振 込 指 定 口 座	銀 行 ・ 信用組合 信用金庫 ・ 農 協									本 店 支 店 出張所
	預金種目	普通	口座番号							
	フリガナ									
	口座名義人									

* 口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

No. _____

本請求の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

申請者名 _____

（提出先）
足立区長

（申請者）

住所	〒 —
ふりがな	
申請者名	
電話番号 (昼間の連絡先	— —)

蓄電池設置費補助金に係る財産処分承認申請書

先に蓄電池設置費補助金の交付決定を受けた蓄電池の処分について、足立区蓄電池設置費補助金交付要綱第9条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 処分の予定日 年 月 日から
(年 月 日まで)

3 処分の内容（該当する項目を○で囲んでください。）

売却 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸与 ・ 担保 ・ 廃棄 ・ その他

その他の場合は具体的に記入してください。

[]

4 処分の理由

第7号様式（第9条関係）

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

蓄電池設置費補助金に係る財産処分承認通知書

先に届出のあった蓄電池設置費補助金に係る財産処分について、足立区蓄電池設置費補助金交付要綱第9条第2項に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 処分承認日 年 月 日

3 処分の内容

第8号様式（第9条関係）

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

蓄電池設置費補助金に係る財産処分不承認通知書

先に申請のあった蓄電池設置費補助金に係る財産処分承認申請について、足立区蓄電池設置費補助金交付要綱第9条第3項に基づき、不承認としましたので通知します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 不承認の理由

第9号様式（第10条関係）

足 発第 号
年 月 日

様

足立区長

蓄電池設置費補助金交付決定取消通知書

足 収第 号、 年 月 日付で通知した足立区蓄電池設置費補助金交付決定について、足立区蓄電池設置費補助金交付要綱第10条第1項に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 機器を設置した建物の住所

足立区

2 理 由

3 補助金交付決定取消金額

¥ _____

No. _____